

| | |
|--|---------------|
| 請 願 第 1 号 | 令 6. 6. 4 受 理 |
| <p>(件 名)</p> <p>2024年12月2日実施予定の健康保険証の廃止に伴う国民の不安と混乱を避けるため、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を一定期間認めることを求める意見書提出について (紹介議員)</p> <p>たてやま清隆、園山えり、のぐち英一郎</p> | |
| <p>(請願の要旨)</p> <p>政府は、2023年6月2日に改正マイナンバー法を可決・成立させた。この法案を経て、マイナンバーカードに保険証機能を持たせ（以下「マイナ保険証」）、現行の健康保険証は2024年12月2日に廃止し、経過措置として、廃止後1年間はそのま使用できる、また、マイナンバーカードを作成しない、あるいは作成できない国民には資格確認書を発行する方針が出された。</p> <p>ここ数年、マイナンバーカードに関する広報やキャンペーンが幅広く行われ、数兆円ほどの予算が投じられた。その成果として、総務省によれば、2024年4月時点でマイナンバーカードの交付率は全体で約8割に達していることが報じられている。一方で、受診時にエラーや別人の個人情報が出るなど、マイナ保険証をめぐるトラブルはいまだ解消されていない。厚労省の発表では、2024年4月にマイナンバーカードを保険証として利用しているのは僅か6.56%にとどまっております、利用率は依然として低いままとなっている。これは、マイナ保険証の利用に関して国民が一定の不安を抱えているあかしであり、信頼の回復が全くできていないことを示している。</p> <p>また、国の推進により、マイナ保険証を利用できる医療機関は全国で約9割まで増加したが、一方で、地域の医療を支える小規模の病院や診療所の中には、人員確保やオンライン回線の開通をはじめとした施設整備などに対応しきれない医療機関が生まれている。突然の義務化と情報漏えい・セキュリティ対策の不安により、地域住民の健康を支える、いわゆる「かかりつけ医」となる「まちの病院・診療所」が閉院を決定したという声も一定数存在する。</p> <p>このように、多額の予算と労力をかけて推進したマイナ保険証制度は、マイナンバーカード自体の普及率は上昇しても、相次ぐトラブルによって利用率は低いままとなっている。さらに、地域医療を支えてこられた医療機関の閉院など、市民のいのちと健康を脅かす事態ともなりかねない。マイナ保険証を作成できない人には紙の資格確認書で対処し、そして、利用時にエラーが出た際には、結局は健康保険証に頼らざるを得ない現状において、健康保険証の使用継続は、市民の受療権を守るためにも当面は必要ではないかと考えている。このまま強引にマイナ保険証への一本化が進めば、市民をはじめ医療機関でも混乱を来すことは必至である。</p> <p>よって、貴議会におかれては、一定期間、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を認めるように、国会及び関係行政庁に対し意見書を提出していただくよう請願する。</p> | |